

組織体制の見直しについて

- **分かりやすい**課の名称に変更
- 市長部局の**生涯学習**を教育委員会に移管（部設置条例の一部改正）



主な組織体制の見直し(一部抜粋)

市民共創部

市民サービス課
住民手続きセンター
医療保険サポートセンター
はつらつ協働課

市民共創部

市民課
医療保険課
地域振興課

- 市民サービス課をより分かりやすい窓口にする
- はつらつ協働課を地域振興課に名称変更し、**町内会・交通安全**も所管

教育委員会

未来の教育課
学校教育課
教育研究センター
青少年育成課

教育委員会

学校教育課
教育研究センター
生涯学習課

- 未来の教育課を教育研究センターに集約
- 青少年育成課を生涯学習課に名称変更し、はつらつ協働課より**生涯学習等**を移管

にぎわい交流部

観光文化課

にぎわい交流部

観光交流課
文化振興課

- 観光と文化の推進体制強化

産業未来部

商工労働課

産業未来部

商工労働課
産業創生室

- 企業誘致や新産業創出に向け産業創生室を設置

※部局レベルの見直しについては、令和4年4月に向け検討中
その他一部の課等についても、分かりやすい名称に変更予定

議案第21号

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行
に関する規則及び小松市教育委員会の組織等に関
する規則の一部を改正する規則について

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び小
松市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のよう
に制定する。

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行
に関する規則及び小松市教育委員会の組織等に関
する規則の一部を改正する規則

(小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部
改正)

第1条 小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則
(平成22年小松市教委規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中中央公民館及び地区公民館の管理及び運営に関する事
務の項を削る。

(小松市教育委員会の組織等に関する規則の一部改正)

第2条 小松市教育委員会の組織等に関する規則(平成22年小松市教委規
則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の課」の次に「及びセンター(以下「課等」という。)」
を加え、「未来の教育課, 教育庶務課, 学校教育課, 青少年育成課」を「教
育庶務課, 学校教育課, 教育研究センター, 生涯学習課」に改める。

第3条(見出しを含む。)及び第5条の見出し中「課」を「課等」に改
める。

第6条中「課に課長を置く。」を「課等に課長, センター長その他の課
等の長となるべき者(以下「課長等」という。)を置く。」に改める。

第7条第3項及び第9条中「課長は,」を「課長等は,」に改める。

第14条中

「教末第 号 未来の教育課に属するもの

教庶第 号 教育庶務課に属するもの
 教学第 号 学校教育課に属するもの
 教青第 号 青少年育成課に属するもの
 教科第 号 ひとつものづくり科学館に属するもの」を
 「教庶第 号 教育庶務課に属するもの
 教学第 号 学校教育課に属するもの
 教研第 号 教育研究センターに属するもの
 教生第 号 生涯学習課に属するもの
 教科第 号 ひとつものづくり科学館に属するもの」に改める。
 別表第 1 を次のように改める。

教育庶務課	(1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 教育委員会における総合企画及び調整に関すること。 (3) 教育委員会の職員の人事，給与及び福利厚生に関すること。 (4) 教育委員会規則等に関すること。 (5) 教育委員会内の連絡に関すること。 (6) 教育関係予算の総括及び調整に関すること。 (7) 学校の設置，管理及び廃止に関すること。 (8) 教育財産の取得及び処分に関すること。 (9) 公印に関すること。 (10) 職員団体に关すること。 (11) 公告式に関すること。 (12) 文書の收受，発送及び保存に関すること。 (13) 教育委員会の庶務に関すること。 (14) その他他の課に属さないこと
学校教育課	(1) 教育の中長期的戦略に関すること。 (2) 学校指導に関すること。 (3) 県費負担職員の人事に関すること。 (4) 就学事務に関すること。 (5) 教材に関すること。 (6) 特別支援教育に関すること。 (7) 認定こども園，保育所及び幼稚園から高等学校までの適切な接続に関すること。

	(8) 通学区域に関する事。 (9) 学校体育行事の立案及び指導育成に関する事。 (10) 学校体育関係団体の連絡調整及び指導育成に関する事。 (11) 学校保健の指導及び安全に関する事。 (12) 学校給食の管理運営及び指導に関する事。 (13) その他学校教育、保健、体育及び給食に関する事。
教育研究センター	(1) 教職員の研修に関する事。 (2) 理科教育の推進に関する事。 (3) 情報教育の推進に関する事。 (4) 専門相談・支援に関する事。
生涯学習課	(1) 生涯学習の推進に関する事。 (2) 社会教育委員に関する事。 (3) 社会教育機関の調整に関する事。 (4) 社会教育施設に関する事。 (5) 生涯学習センターに関する事。 (6) 青少年の国際交流に関する事。 (7) 家庭教育に関する事。 (8) 社会教育指導者の研修に関する事。 (9) 社会教育関係団体の連絡調整及び指導育成に関する事。 (10) 類似モーターに関する事。 (11) 社会を明るくする運動に関する事。 (12) 放課後児童クラブに関する事。 (13) 学校開放に関する事。 (14) 市史編纂に関する事。
ひとつものづくり科学館	(1) 科学技術及びものづくりに関する知識の普及啓発に関する事 (2) 科学技術やものづくり産業に関する情報発信、資料の展示及び体験の場の提供に関する事。 (3) 企業、団体、高等教育機関の会議、研修、展示会及び研究発表の場の提供に関する事。

別表第2 中少年育成センターの項の次に次の2項を加える。

芦城センター

第一地区コミュニティセンター

附 則

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成22年小松市教育委員会規則第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）												
(趣旨) 第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、小松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を市長の事務部局の職員に補助執行させることに關し、必要な事項を定めるものとする。 (補助執行させる事務) 第2条 次の表の左欄に掲げる教育委員会の権限に属する事務を、同表の右欄に掲げる職員に補助執行させる。 <table border="1" data-bbox="76 671 1104 919"> <tr> <th>教育委員会の権限に属する事務</th><th>補助執行させる職員</th></tr> <tr> <td>里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務</td><td>小松市産業未来部の職員</td></tr> <tr> <td>中央公民館及び地区公民館の管理及び運営に関する事務</td><td>小松市市民共創部の職員</td></tr> </table> 2 前項の規定により補助執行させる事務の専決及び代決については、当該事務を行う部長及び課長をそれぞれ小松市教育委員会事務決裁規程(平成22年小松市教育委員会規程第1号)第2条に規定する教育次長及び課長等とみなして、同規程の規定を適用するものとする。 (その他) 第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。	教育委員会の権限に属する事務	補助執行させる職員	里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務	小松市産業未来部の職員	中央公民館及び地区公民館の管理及び運営に関する事務	小松市市民共創部の職員	(趣旨) 第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、小松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を市長の事務部局の職員に補助執行させることに關し、必要な事項を定めるものとする。 (補助執行させる事務) 第2条 次の表の左欄に掲げる教育委員会の権限に属する事務を、同表の右欄に掲げる職員に補助執行させる。 <table border="1" data-bbox="1133 671 2161 919"> <tr> <th>教育委員会の権限に属する事務</th><th>補助執行させる職員</th></tr> <tr> <td>里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務</td><td>小松市産業未来部の職員</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> </table> 2 前項の規定により補助執行させる事務の専決及び代決については、当該事務を行う部長及び課長をそれぞれ小松市教育委員会事務決裁規程(平成22年小松市教育委員会規程第1号)第2条に規定する教育次長及び課長等とみなして、同規程の規定を適用するものとする。 (その他) 第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。	教育委員会の権限に属する事務	補助執行させる職員	里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務	小松市産業未来部の職員	_____	_____
教育委員会の権限に属する事務	補助執行させる職員												
里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務	小松市産業未来部の職員												
中央公民館及び地区公民館の管理及び運営に関する事務	小松市市民共創部の職員												
教育委員会の権限に属する事務	補助執行させる職員												
里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務	小松市産業未来部の職員												
_____	_____												

小松市教育委員会の組織等に関する規則（平成22年小松市教育委員会規則第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（課等の設置） 第2条 教育委員会の事務局(以下「事務局」という。)に次の課_____を置く。 _____ 未来の教育課, 教育庶務課, 学校教育課, _____ 青少年育成課, ひととものづくり科学館 2（略） （課__の事務の分掌） 第3条 課__の事務の分掌は, おおむね別表第1のとおりとする。ただし, 事務の都合により課間相互に補助させることができる。 （課__の所管の決定） 第5条 所管の明らかでない事務があるときは, 教育長がその所管課を決定するものとする。 （教育次長等の設置） 第6条 事務局に教育次長, 教育次長（担当部長）及びシニアマネージャー, 課に課長_____を置く。 （教育次長等の職務） 第7条 教育次長は, 教育長を補佐し, 事務局の事務を整理する。 2（略） 3 課長__は, 上司の命を受け, 所属職員を指揮監督し, 担当事務を処理する。 （事務局の事務の分担） 第9条 課長__は, 毎年度当初に所属職員の事務の分担を決定し, 教育庶務課長を経て教育長に報告しなければならない。これを変更したときも, また同様とする。	（課等の設置） 第2条 教育委員会の事務局(以下「事務局」という。)に次の課及びセンター（以下「課等」という。）を置く。 _____, 教育庶務課, 学校教育課, 教育研究センター, 生涯学習課, _____ ひととものづくり科学館 2（略） （課等の事務の分掌） 第3条 課等の事務の分掌は, おおむね別表第1のとおりとする。ただし, 事務の都合により課間相互に補助させることができる。 （課等の所管の決定） 第5条 所管の明らかでない事務があるときは, 教育長がその所管課を決定するものとする。 （教育次長等の設置） 第6条 事務局に教育次長, 教育次長（担当部長）及びシニアマネージャー, 課等に課長, センター長その他の課等の長となるべき者(以下「課長等」という。)を置く。 （教育次長等の職務） 第7条 教育次長は, 教育長を補佐し, 事務局の事務を整理する。 2（略） 3 課長等は, 上司の命を受け, 所属職員を指揮監督し, 担当事務を処理する。 （事務局の事務の分担） 第9条 課長等は, 毎年度当初に所属職員の事務の分担を決定し, 教育庶務課長を経て教育長に報告しなければならない。これを変更したときも, また同様とする。

(文書管理)

第14条 教育委員会の文書管理については、市長の事務部局の例による。この場合において、事務局で扱う文書の收受及び発送は、次の記号及び一連番号を付けるものとする。ただし、特別の規定によるものは、この限りでない。

教未第 号 未来の教育課に属するもの

教庶第 号 教育庶務課に属するもの

教学第 号 学校教育課に属するもの

教青第 号 青少年育成課に属するもの

教科第 号 ひととものづくり科学館に属するもの

別表第1 (第3条関係)

課	分掌事務
未来の教育課	(1) <u>教育の中長期的戦略に関すること。</u> (2) <u>小中学校の適正規模化に関すること。</u> (3) <u>認定こども園，保育所及び幼稚園から高等学校までの適切な接続に関すること。</u> (4) <u>教職員の研修に関すること。</u> (5) <u>理科教育の推進に関すること。</u> (6) <u>情報教育の推進に関すること。</u> (7) <u>専門相談・支援に関すること。</u> (8) <u>教育研究センターの運営指導に関すること。</u> (9) <u>教育文化施設(図書館，南部図書館，視聴覚ライブラリー及び空とこども絵本館)に関すること。</u> (10) <u>市史編纂に関すること。</u>

(文書管理)

第14条 教育委員会の文書管理については、市長の事務部局の例による。この場合において、事務局で扱う文書の收受及び発送は、次の記号及び一連番号を付けるものとする。ただし、特別の規定によるものは、この限りでない。

教庶第 号 教育庶務課に属するもの

教学第 号 学校教育課に属するもの

教研第 号 教育研究センターに属するもの

教生第 号 生涯学習課に属するもの

教科第 号 ひととものづくり科学館に属するもの

別表第1 (第3条関係)

[illegible]

教育庶務課	(1)～(13) (略) (14) 教育文化施設(尾小屋鉱山資料館及び尾小屋マインロード)に関する <u>こと</u> 。 (15) その他他の課に属さないこと。	教育庶務課	(1)～(13) (略) _____ _____ (14) その他他の課に属さないこと
学校教育課	_____ (1) 学校指導に関する <u>こと</u> 。 (2) 県費負担職員の人事に関する <u>こと</u> 。 (3) 就学事務に関する <u>こと</u> 。 (4) 教材に関する <u>こと</u> 。 (5) 特別支援教育に関する <u>こと</u> 。 _____ _____ (6) 通学区域に関する <u>こと</u> 。 (7) 学校体育行事の立案及び指導育成に関する <u>こと</u> 。 (8) 学校体育関係団体の連絡調整及び指導育成に関する <u>こと</u> 。 (9) 学校保健の指導及び安全に関する <u>こと</u> 。 (10) 学校給食の管理運営及び指導に関する <u>こと</u> 。 (11) その他学校教育, 保健, 体育及び給食に関する <u>こと</u> 。	学校教育課	(1) 教育の中長期的戦略に関する <u>こと</u> 。 (2) 学校指導に関する <u>こと</u> 。 (3) 県費負担職員の人事に関する <u>こと</u> 。 (4) 就学事務に関する <u>こと</u> 。 (5) 教材に関する <u>こと</u> 。 (6) 特別支援教育に関する <u>こと</u> 。 (7) 認定こども園, 保育所及び幼稚園から高等学校までの適切な接続に関する <u>こと</u> 。 (8) 通学区域に関する <u>こと</u> 。 (9) 学校体育行事の立案及び指導育成に関する <u>こと</u> 。 (10) 学校体育関係団体の連絡調整及び指導育成に関する <u>こと</u> 。 (11) 学校保健の指導及び安全に関する <u>こと</u> 。 (12) 学校給食の管理運営及び指導に関する <u>こと</u> 。 (13) その他学校教育, 保健, 体育及び給食に関する <u>こと</u> 。
_____	_____	教育研究センター	(1) 教職員の研修に関する <u>こと</u> 。 (2) 理科教育の推進に関する <u>こと</u> 。 (3) 情報教育の推進に関する <u>こと</u> 。 (4) 専門相談・支援に関する <u>こと</u> 。
青少年育成課	(1) 社会教育委員に関する <u>こと</u> 。 (2) 青少年教育機関の調整に関する <u>こと</u> 。	生涯学習課	(1) 生涯学習の推進に関する <u>こと</u> 。 (2) 社会教育委員に関する <u>こと</u> 。 (3) 社会教育機関の調整に関する <u>こと</u> 。

(3) <u>青少年教育施設</u>に関すること。 _____ (4) <u>少年教育及び青年教育</u>に関すること。 (5) 青少年の国際交流に関すること。 (6) 家庭教育に関すること。 (7) <u>青少年教育指導者の研修</u>に関すること。 (8) <u>青少年団体及び青少年健全育成関係団体の指導育成</u>に関すること。 (9) 類似モーターに関すること。 (10) 社会を明るくする運動に関すること。 (11) 放課後児童クラブに関すること。 (12) 学校開放に関すること。 _____	(4) <u>社会教育施設</u>に関すること。 (5) <u>生涯学習センター</u>に関すること。 _____ (6) 青少年の国際交流に関すること。 (7) 家庭教育に関すること。 (8) <u>社会教育指導者の研修</u>に関すること。 (9) <u>社会教育関係団体の連絡調整及び指導育成</u>に関すること。 (10) 類似モーターに関すること。 (11) 社会を明るくする運動に関すること。 (12) 放課後児童クラブに関すること。 (13) 学校開放に関すること。 (14) <u>市史編纂</u>に関すること。 _____
---	---

別表第2（第10条関係）

名称	共通的分掌事務
教育研究センター	(略)

~~~~~	
少年育成センター	
_____	
_____	
_____	

別表第2（第10条関係）

名称	共通的分掌事務
教育研究センター	(略)
_____	
~~~~~	
少年育成センター	

芦城センター	

第一地区コミュニティセンター	

議案第22号

小松市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する
規程について

小松市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

小松市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する
規程

小松市教育委員会事務決裁規程（平成22年小松市教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表未来の教育課長の項を削り、学校教育課長の項中第11号を第13号とし、第12号を第14号とし、第13号を第15号とし、第13号の前に次の1号を加える。

(12) 定例的又は軽易な認定こども園、保育所及び幼稚園から高等学校までの適切な接続に関すること。

別表学校教育課長の項中第1号を第2号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 定例的又は軽易な教育の中長期的戦略に関すること。

別表中学校教育課長の項の次に次のように加える。

教育研究センター所長	(1) 定例的又は軽易な行事の計画及び実施に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 理科教育の推進に関すること。 (4) 情報教育の推進に関すること。 (5) 専門相談・支援に関すること。
------------	---

別表青少年育成課長の項を次のように改める。

生涯学習課長	(1) 定例的又は軽易な生涯学習施策の計画に関する
--------	---------------------------

	こと。 (2) 社会教育機関の調整に関する事。 (3) 社会教育に関する事。 (4) 社会教育委員に関する事。 (5) 社会教育関係団体との連絡調整に関する事。 (6) 社会教育施設及び生涯学習センターとの連絡に関する事。 (7) 放課後児童クラブに関する事。 (8) 学校開放施設の管理運営に関する事。	
--	--	--

別表

「

「

ひととものづく り科学館館長
教育研究センター 一所长
公民館長

ひととものづく り科学館館長
公民館長

」を

」に

改める。

別表少年育成センター所長の項の次に次のように加える。

芦城センター 及び第一地区 コミュニティ センター館長	(1) 定例的又は軽易な行事の計画及び実施に関する事。 (2) 館内の施設，設備の管理に関する事。 (3) 運営委員会に関する事。 (4) 器具，備品等の利用に関する事。 (5) 使用料等に関する事。 (6) 他の機関及び団体との連絡調整に関する事。 (7) 入館の制限に関する事。
--------------------------------------	--

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

小松市教育委員会事務決裁規程（平成22年小松市教育委員会規程第1号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表(第9条関係)		別表(第9条関係)	
専決者	専決事項	専決者	専決事項
教育次長	(略)	教育次長	(略)
教育次長（担当部長）	(略)	教育次長（担当部長）	(略)
課長等共通	(略)	課長等共通	(略)
未来の教育課長	<u>(1) 定例的又は軽易な教育の中長期的戦略に関すること。</u> <u>(2) 定例的又は軽易な小中学校の適正規模化に関すること。</u> <u>(3) 定例的又は軽易な認定こども園、保育所及び幼稚園から高等学校までの適切な接続に関すること。</u> <u>(4) 教職員の研修に関すること。</u> <u>(5) 理科教育の推進に関すること。</u> <u>(6) 情報教育の推進に関すること。</u> <u>(7) 専門相談・支援に関すること。</u>		
教育庶務課長	(略)	教育庶務課長	(略)
学校教育課長	<u>(1) 定例的又は軽易な学校教育指導の計画に関すること。</u> <u>(2) 定例的又は軽易な学校体育の指導の計画及び実施に関すること。</u> <u>(3) 定例的又は軽易な学校保健の指導及び業務に関するこ</u>	学校教育課長	<u>(1) 定例的又は軽易な教育の中長期的戦略に関すること。</u> <u>(2) 定例的又は軽易な学校教育指導の計画に関すること。</u> <u>(3) 定例的又は軽易な学校体育の指導の計画及び実施に関すること。</u> <u>(4) 定例的又は軽易な学校保健の指導及び業務に関するこ</u>

	と。 (4) 定例的又は軽易な学校給食の指導の計画及び実施に関すること。 (5) 学校の教育課程，学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。 (6) 学校以外で行う教育活動の届出及び承認に関すること。 (7) 教科書の採択に関すること。 (8) 教科書以外の教材の取扱いに関すること。 (9) 就学児童及び生徒の調査に関すること。 (10) 就学義務の猶予及び免除の調査に関すること。 (11) 学齢簿の作成及び整理に関すること。 (12) 教職員の履歴事項の加除に関すること。 (13) 教職員の履歴等の証明に関すること。		と。 (5) 定例的又は軽易な学校給食の指導の計画及び実施に関すること。 (6) 学校の教育課程，学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。 (7) 学校以外で行う教育活動の届出及び承認に関すること。 (8) 教科書の採択に関すること。 (9) 教科書以外の教材の取扱いに関すること。 (10) 就学児童及び生徒の調査に関すること。 (11) 就学義務の猶予及び免除の調査に関すること。 (12) 定例的又は軽易な認定こども園，保育所及び幼稚園から高等学校までの適切な接続に関すること。 (13) 学齢簿の作成及び整理に関すること。 (14) 教職員の履歴事項の加除に関すること。 (15) 教職員の履歴等の証明に関すること。
		教育研究センター 一所長	(1) 定例的又は軽易な行事の計画及び実施に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 理科教育の推進に関すること。 (4) 情報教育の推進に関すること。 (5) 専門相談・支援に関すること。

青少年育成課長	(1) 定例的又は軽易な <u>青少年教育</u> 施策の計画に関する事。 (2) <u>青少年教育機関</u> の調整に関する事。 (3) <u>青少年教育</u> に関する事。 (4) 社会教育委員に関する事。 (5) 放課後児童クラブに関する事。 (6) 学校開放施設の管理運営に関する事。
ひととものづくり科学館館長	(略)
教育研究センター所長	(1) 定例的又は軽易な行事の計画及び実施に関する事。 (2) 図書その他の資料の選択、供覧及び照会に関する事。 (3) 教育機器の調査及び研究に関する事。 (4) 調査及び研究成果の発表に関する事。 (5) 教具、教材その他の資料の利用に関する事。
~~~~~	~~~~~
少年育成センター所長	(略)

生涯学習課長	(1) 定例的又は軽易な <u>生涯学習</u> 施策の計画に関する事。 (2) <u>社会教育機関</u> の調整に関する事。 (3) <u>社会教育</u> に関する事。 (4) 社会教育委員に関する事。 (5) <u>社会教育関係団体との連絡調整</u> に関する事。 (6) <u>社会教育施設との連絡</u> に関する事。 (7) <u>生涯学習センターとの連絡</u> に関する事。 (8) 放課後児童クラブに関する事。 (9) 学校開放施設の管理運営に関する事。
ひととものづくり科学館館長	(略)
~~~~~	~~~~~
少年育成センター所長	(略)

		芦城センター及	(1) 定例的又は軽易な行事の計画及び実施に関すること。
		び第一地区コミ	(2) 館内の施設、設備の管理に関すること。
		ュニティセンタ	(3) 運営委員会に関すること。
		一館長	(4) 器具、備品等の利用に関すること。
			(5) 使用料等に関すること。
			(6) 他の機関及び団体との連絡調整に関すること。
			(7) 入館の制限に関すること。

議案第23号

令和3年度優良PTA会員小松市教育委員会表彰被表彰者の議決を求める。

記

被表彰者氏名

表彰基準（1）号該当者	中井 泰孝
表彰基準（2）号該当者	中森 健文
表彰基準（2）号該当者	中田 一基
表彰基準（2）号該当者	打田 圭寛

根拠：優良PTA会員教育委員会表彰要項

令和3年度優良PTA会員小松市教育委員会表彰被表彰候補者

氏名	略歴・要項表彰基準	推薦事由
なかい やすたか 中井 泰孝	H27.4～H28.3 広報委員会委員長 H28.4～H29.3 副会長 H29.4～H31.3 副会長 H31.4～R3.3 会長 表彰基準（1）号該当	広報委員長を務め、わかりやすい広報誌づくりにより市Pの活動周知に尽力された。 また、市P連会長を6年にわたり務め、関係団体の事業にも積極的に参加されるとともに、より良い組織運営と組織改革に貢献された。コロナ禍においても事業を実施できるよう感染防止対策に尽力された。
なかもり たけふみ 中森 健文	H28.4～H29.3 特別委員会副委員長 H29.4～H30.3 未来の宝育成委員会委員長 H30.4～H31.3 副会長 H31.4～R2.3 理事 R2.4～R3.3 監事 表彰基準（2）号該当	役員として関係団体の事業への出向き積極的に活動された。「早寝早起き朝ごはん運動」小松市民大会の委員長を務められた際には大会の成功に大きく貢献され、その後も多数の助力により市P連の円滑な組織運営に努められた。
なかだ かずき 中田 一基	H29.4～H30.3 広報委員会副委員長 H30.4～H31.3 広報委員会委員長 H31.4～R2.3 副会長 表彰基準（2）号該当	広報委員として、委員会の活性化と円滑な運営に貢献された。ホームページのリニューアルに携わり、会員や一般の方にもより見やすいホームページ作りに尽力された。 市P役員として関係団体の事業にも積極的に参加された。
うちだ よしひろ 打田 圭寛	H29.4～H30.3 豊かな心を育む委員会副委員長 H31.4～HR2.3 研修委員会委員長 R2.4～R3.3 副会長 表彰基準（2）号該当	研修事業を通じて、PTA組織の在り方についての改善に貢献された。 副会長の任期中は、教育委員会との定期的な意見交換の機会を提案し、PTAと教育委員会の連携体制の構築に尽力された。

優良PTA会員教育委員会表彰要項

1 趣旨

小松市内の小学校・中学校PTA会員のうち、PTA本来の目的・性格に沿って、PTAの健全な育成発展に功績のあった個人を表彰し、もって青少年の健全な育成に資することを目的とする。

2 表彰基準

次の要件のいずれかを満たす個人で、小松市立学校PTA連合会の推薦のあった者とする。

- (1) 小松市立学校PTA連合会会長経験者
- (2) 小松市立学校PTA連合会役員を3年以上務めた者
- (3) 小松市立学校PTA連合会母親委員長又は同副委員長を2年以上務めた者
- (4) 特に顕著な活躍があり、小松市立学校PTA連合会が認めた者

3 被表彰者の選定及び決定

- (1) 小松市立学校PTA連合会は、上記表彰基準に従い、優良と認められる個人を、別記様式により推薦する。
- (2) 小松市教育委員会は、推薦された被表彰者候補について、審査の上決定する。

4 表彰の方法

表彰状の授与

5 表彰の時期

当該年度の小松市立学校PTA連合会研究大会の席上行う。

制定 平成7年度表彰より施行

夏季教職員研修を終えて

未来の教育課

	研修名	日時	ねらい	参加人数	まとめ
1	プログラミング講座 『小学校プログラミング教育の理論と実践』 茨城大学 准教授 小林祐紀 氏	7月28日	プログラミング教育により育まれる資質・能力について理解を深める。	43名	学習の基盤となる情報活用能力に含まれる「プログラミング的思考力」の育成について、理論と実践を絡めて具体的にご講話いただいた。各教科のねらい達成のため、プログラミングの良さを活かす授業を中心として、実践例を紹介していただいた。参加者からは、「子供たちが実現したいことに向かって、子供たち自身が試行錯誤しながら探究していくことが大切だと分かった。」との感想があった。
2	夏季教職員研修① 『これからの情報教育とICTを活用した授業づくり』 文部科学省 視学官 上野耕史 氏	8月2日	今後求められる情報教育及びICTを効果的に活用した授業づくりについて理解を深める。	129名	新学習指導要領における情報教育について、情報活用能力、さらに「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と一つ一つ具体的に分かりやすくご講話いただいた。また、プログラミング教育についてもさまざまな教科の授業例を示していただき、先生方にとって多くの学びがあった。参加者からは、「情報と情報技術を適切に効果的に活用して、問題を発見・解決・自分の考えを形成していくために必要な資質・能力であることが分かった。」との感想があった。
3	地域理解講座 『みんなが知らない国府の世界』 埋蔵文化財センター 専門官 榎田誠 氏	8月3日	平安時代に誕生した加賀國の中心都市国府の歴史について、フィールドワークを取り入れながら理解を深める。	—	県及び市の方針に沿い、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止。
4	児童生徒理解講座 『コロナ禍における学級集団づくり』 立正大学 特任教授 鹿嶋真弓 氏	8月4日	構成的グループエンカウンターを体験しながら、コロナ禍での学級集団づくりについて理解を深める。	102名	2学期からすぐに取り組むことができる構成的グループエンカウンターのさまざまな事例を教えていただいた。ワークの後には、子供に自分の感情と向き合う機会を設けること、教師がプラスの声掛けをすることが大切だということを教えていただいた。参加者からは、「確かな理論と哲学に裏付けられた活動の進め方を、具体的な子供の姿と共に学ぶことができた。」との感想があった。
5	夏季教職員研修② 『カリキュラムマネジメントとは？』 大阪教育大学 教授 田村知子 氏	8月20日	児童生徒に付けたい資質・能力を育成するために、校内の組織体制づくり等も含めてカリキュラムマネジメントについて理解を深める。	74名	子供たちの資質・能力育成をめざした教科等横断的な視点でご説明いただいた。先進的な学校の具体的な実践事例を数多くご紹介いただいたので、子供と共に歩む学校運営に大変参考となる内容であった。参加者からは、「単元配列表を実のあるカリキュラムマネジメントにすることが課題であったので、来年度に向けた準備をすぐにしていきたい。」との感想があった。

第23回日本こども歌舞伎まつり in 小松 子供歌舞伎「勸進帳」実施計画について

1. 出演者募集

募集期間：令和3年8月下旬～9月末

応募対象：市内に通学、またはこまつ歌舞伎未来塾に在籍する小学4～6年生

2. 選考会

期日：令和3年10月24日（日）

場所：市役所 7階 会議室

3. 上演結団式

出演者、指導者、スタッフ等の関係者が集まり結団式を開催

期日：令和3年11月27日（土）

場所：小松市公会堂

4. 稽古

○役者

稽古日：毎週土・日曜日

場所：市役所6階和室他

※12月上旬より稽古開始予定

※弁慶・富樫は平日夕方にも稽古を行う

○長唄囃子方

稽古日：毎週土・日曜日

場所：市役所6階和室他

5. 上演（予定）

第23回日本こども歌舞伎まつり in 小松

期日：令和4年5月4日（水祝）・5日（木祝）

会場：こまつ芸術劇場うらら 大ホール

※9月に開催を予定している「日本こども歌舞伎まつり in 小松実行委員会」に
置いて正式に決定する

第63回全国社会教育研究大会石川大会について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、日程の短縮、来場者の制限、オンライン参加の設定等、感染対策を講じた上で、規模を縮小して開催する。

1. 開催趣旨

- 大会スローガン：「今こそ攻めの社会教育を！ いよっ社会教育委員！」
- 研究主題：「地域の未来を創る社会教育のさらなる挑戦
～智仁勇が未来をクリエイトする～」
- 趣旨：地域が抱える様々な課題の解決に対し、地域の実情を熟知し、広い見識と豊富な経験を持つ社会教育委員に大きな期待が寄せられている。
この研究大会を通して、社会教育委員、そして社会教育の果たすべき役割について改めて考える。

2. 開催概要

- 期日：令和3年10月28日（木）
- 会場：石川県こまつ芸術劇場うらら 大ホール

3. 参加者

都道府県・政令指定都市・市区町村社会教育委員及び社会教育関係者
社会教育に関心のある方
※会場での参加は石川県内の方のみ、その他はオンライン参加

4. 主催

（一社）全国社会教育委員連合、東海北陸社会教育委員協議会連合会
第63回全国社会教育研究大会石川大会実行委員会
石川県社会教育委員連絡協議会、石川県教育委員会、小松市教育委員会

5. 大会内容

- 分科会
「かわきたの明日の子どもを育てる町民会議の取り組み」川北町社会教育委員
「社会教育委員の役割と課題」小松市社会教育委員
- アトラクション
子供歌舞伎「勸進帳」（映像）
- 開会行事、表彰式
- 記念講演
演題：「御御御付けと腸を考える」
講師：山本晴一 氏（株式会社ヤマト醤油味噌 代表取締役）
- シンポジウム
テーマ：「人びとが豊かに暮らすまちづくりを目指す 新たな学び」
コーディネーター：浅野秀重 氏（石川県社会教育委員）
パネリスト：永井三岐子 氏、関戸正彦 氏、榎谷泰裕 氏

小松市立高校 体験入学について

1 日 時 令和3年10月2日（土）9：30～11：30
（部活動見学をしない生徒は10：20終了）

2 場 所 小松市立高等学校

3 日 程

受 付	8：30～9：15
ミニコンサート	9：15～9：25
在校生による学校紹介	9：25～9：40
授業体験（30分）	9：45～10：15
アンケート	10：15～10：20
部活動体験・見学（希望者）	10：30～11：45

4 授業体験（予定）

	授業名	実施教科	内 容
①	漢文に触れよう！	国 語	故事成語を本文から理解しよう
②	「地歴公民」の世界によろこ	地歴公民	高校で細分化される「社会」科を体験
③	2進数の数学	数 学	身の回りに生きる数学を紹介！
④	科学の不思議	理 科	生活の中にある科学の不思議を探究
⑤	Communication English	英 語	高校の英語に触れてみよう！
⑥	美術－みんなで描こう！	美 術	油絵の具、日本画材料を使った制作体験！
⑦	音楽専攻ってどんなところ？	音 楽	普段の授業風景をお見せします！

5 部活動体験・見学会

運 動 部	文 化 部
野 球	合 唱
ソフトテニス（男女）	吹奏楽
ハンドボール（女）	美 術
バレーボール（女）	邦 楽
バスケットボール（男女）	茶 道
サッカー	華 道
陸上競技	書 道
カヌー	放 送

6 そのほか

「学校説明会」

日 時：9月23日（木・祝）10：00～11：00

場 所：小松市立高等学校

対 象：中学生の保護者、中学校の先生など